

全国学校法人立専門学校協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、全国学校法人立専門学校協会と称する。

(組織)

第2条 この会は、全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という。）の課程別設置者別部会として組織する。

2 全専各連を構成する都道府県協会等は、当該都道府県名を冠する学校法人立専門学校協会を設けることができる。

3 都道府県協会等が所属する全専各連会則に定めるブロックは、当該ブロック名を冠する学校法人立専門学校協会を設けることができる。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全専各連事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、高等教育機関としての学校法人立専門学校の教育及び運営に関する諸条件の改善、振興を図り、その地位の向上を期するために必要な調査、研究、協議を行い、もって全専各連の施策推進に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 社会的地位向上に必要な制度改善等のための関係法令改正の促進
- ② 公的補助等の充実による助成の促進
- ③ 関係団体並びに会員相互間の情報交換・調査研究及び協議
- ④ 留学生教育の振興・国際交流の推進
- ⑤ その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この会の会員は、全専各連会員のうち学校法人が設置する専門学校会員とする。

(入会手続)

第7条 会員になろうとする者は、都道府県協会等を通じて入会の旨を第13条第1項第1号に定める会長（以下「会長」という。）へ届けなければならない。

(会費)

第8条 この会は、会員から会費を徴収することができるものとする。

2 前項に定める会費の額は、第18条第1項第1号に定める総会の議決によって定める。

(会員の資格喪失)

第9条 この会の会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 当該会員の所属する学校法人の解散
- ② 当該会員の設置する専門課程の廃止
- ③ 退会
- ④ 除名

2 前項第1号から第2号までの場合は、当該事由の発生した時点で資格を喪失する。

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、都道府県協会等を通じて退会の旨を会長へ届けなければならない。

(除名)

第11条 会員がこの会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為があったときは、会長は第18条第1項第2号に定める理事会（以下「理事会」という。）の議決を経て、これを除名することができる。

2 この会を除名された元会員が再入会する場合には、第14条第4項に定める都道府県協会等選出の理事の推薦書を会長に提出し、理事会の議決を経なければならない。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 5名以内
- ③ 常任理事 15名以上20名以内
- ④ 理事 第14条第4項の定めによる
- ⑤ 監事 3名以内

(役員を選任)

第14条 会長は、この会の会員の中から総会において選任する。

- 2 副会長は、常任理事の中から会長が指名し、第18条第1項第3号に定める常任理事会の承認を受けて選任する。
- 3 常任理事は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を受けて選任する。
- 4 理事は、都道府県協会等が推薦する者（第16条第1項の年齢要件を満たす者に限る。）とする。ただし、会員校数が60校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が60校を超える都道府県協会等にあつては、60校につき1名及びその端数につき1名を加算する数の理事を選出する。なおこの外に、会長が理事6名以内を指名することができる。
- 5 監事は、この会の監事として適任と認められる者とし、会則第6条に定めるこの会の会員（監事を除く会則第13条に定める役員及び会則第21条に定める代議員を除く。）及び会員以外の者のうちから総会において選任する。
- 6 監事は相互に3親等以内の親族、同一都道府県協会等の会員又は同一学校法人の関係者等、特殊な関係にある者であつてはならない。

(役員職務)

第15条 会長は会務を統轄し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常任理事は会務を分掌する。
- 4 理事は会務を審議し、決議する。
- 5 監事は、この会の資産、会計及び業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員就任年齢及び任期)

第16条 役員就任（補欠又は増員による役員就任を含む。）時の年齢は、就任年度4月1日時点で満70歳以下とし、役員任期は、全専各連の役員任期に合わせ2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なお職務を行う。

- 4 本条第1項の規定にかかわらず、第14条第5項に定める、会員以外の監事については、就任時の年齢を特に定めない。

(顧問)

第17条 この会に顧問を置く。

- 2 顧問は会長の職にあった者とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会の重要な事項について会長の諮問に応じ、または理事会の要請のあるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は別に定めるものとする。

第5章 会議

(会議の種別)

第18条 この会は、次の会議によって運営する。

- ① 総会
 - ② 理事会
 - ③ 常任理事会
- 2 前項に定める会議のほか、会長が必要と認める場合は、正副会長会議を開くことができる。

(総会)

第19条 総会はこの会の最高議決機関であって、役員及び代議員（以下、「総会構成員」という。）をもって構成し、毎年1回第29条に定める会計年度（以下、「会計年度」という。）終了後3ヵ月以内に定例総会を会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は総会構成員の3分の1以上から要求があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

- 2 監事は、第15条第5項に定める監査の結果、必要があると認めるときは、会長に総会の招集を請求し、又はみずから総会を招集することができる。
- 3 総会においては議事を開くに当たり、常任理事会の推薦する候補につき出席者過半数の同意を得て総会議長1名及び総会副議長1名を選任する。
- 4 総会の議事録は総会議長が作成し、総会議長及び出席代表者2名が記名押印の上これを保存する。

(総会の定足数等)

第20条 総会は総会構成員の2分の1以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について権限を他の総会構成員に委任し、若しくはあらかじめ書面をもって意思を表示した者は出席とみなす。

- 2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは総会議長の決するところによる。

(代議員の推薦等)

第21条 代議員は都道府県協会等が推薦する者（第16条第1項の年齢要件を満たす者に限る。）とする。ただし、会員校数が10校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が10校を超える都道府県協会等にあつては、10校につき1名及びその端数につき1名を加算した数とする。

- 2 代議員は役員を兼ねることができない。
- 3 代議員の任期については第16条を準用する。

(理事会)

第22条 理事会は会長、副会長及び常任理事並びに理事（以下、「理事会構成員」という。）をもって構成する。

- 2 理事会は、この会則に別段の定めがある事項の外、次の事項を審議し、議決する。
 - ① 会務を執行するために必要な活動の基本的な方針についての事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ 総会から委任された事項
 - ④ 第26条第4項に定める暫定予算（以下、「暫定予算」という。）に関する事項
 - ⑤ その他総会の議決を要しない事項

- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長（以下、「理事会議長」という。）は会長とする。ただし、会長は必要に応じて別に議長を指名することができる。
- 5 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。この場合において、当該議事について権限を他の理事会構成員に委任し、若しくはあらかじめ書面をもって意思表示をした者は出席と見なす。
- 6 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事会議長の決するところによる。

（常任理事会）

第23条 この会に常任理事会を置き、会務を協議し、執行する。

- 2 常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって構成し、当該議事についての権限を委任することはできない。
- 3 常任理事会の議長は会長とする。ただし、会長は必要に応じて別に議長を指名することができる。

（委員会）

第24条 この会の委員会は、常置委員会と特別委員会とし、会長の諮問により審議する。

- 2 委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

第6章 経理

（経費）

第25条 この会の事業に要する経費は次の各号をもって充てるものとする。

- ① 全専各連の負担金
- ② 会費
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資産から生じる果実
- ⑤ その他の収入

（収支予算等）

第26条 この会の事業計画案及びこれに伴う収支予算案は、会長が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

- 2 事業計画及び収支予算の重要な部分に変更を生じた場合も総会の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、常任理事会の承認を受けて事業計画及び収支予算の変更を行うことができるものとする。ただし、この場合においても、常任理事会承認後の最初の理事会及び総会において承認を受けるものとする。
- 3 会長は、会計年度開始の日から総会において事業計画案の承認を受けるまでの間、理事会の議決を経て、理事会の承認を受けた第22条第2項第1号に定める活動の基本的な方針に基づき会務を執行することができる。
- 4 会長は、会計年度開始の日から総会において収支予算案の承認を受けるまでの間、理事会の議決を経て、理事会の承認を受けた収支予算案を暫定予算として執行することができる。
- 5 前項の執行は、総会の承認を受けた収支予算の執行とみなすものとする。

（収支決算）

第27条 この会の決算に係る計算書類、事業報告書は会長が作成し、毎会計年度終了後3カ月以内に総会に提出しその承認を受けなければならない。

（特別会計）

第28条 この会に必要な場合は、総会の承認を受けて特別会計を設け、臨時会費を徴収することができる。

（会計年度）

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第30条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第31条 この会を解散しようとするときは、総会において出席者の4分の3以上の議決を経た後、全専各連理事会の承認を受けなければならない。

第8章 補 則

(細則)

第32条 この会則施行についての細則は、会長が常任理事会の承認を受けて別に定める。ただし、新たに定められた細則は、会長が理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成4年11月18日から施行する。
- 2 この会則は、平成9年7月16日から改正施行する。
- 3 この会則は、平成10年7月28日から改正施行する。
- 4 この会則は、平成14年12月10日から改正施行する。
- 5 第14条の規定にかかわらず、平成14年度並びに平成15年度の副会長は別紙役員名簿のとおりとする。
- 6 この会則は、平成18年6月15日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成21年6月18日から改正施行する。

全国学校法人立専門学校協会 会則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第32条の規定に基づき、この会の会則の円滑な施行を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 会則第14条第1項に定める会長及び同条第5項に定める監事を選任するに当たり当該候補者を選出するため、総会に役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

① 会則第19条第3項に定める総会議長1名及び総会副議長1名

② 次に掲げる各ブロック毎に互選された代表者9名

北海道ブロック（北海道）

東北ブロック（青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島）

北関東信越ブロック（栃木、群馬、茨城、長野、新潟）

南関東ブロック（埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）

中部ブロック（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）

近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

中国ブロック（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四国ブロック（徳島、香川、愛媛、高知）

九州ブロック（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

3 前項第2号に定める選考委員は、総会の出席者（会則第20条第1項により当該議事について権限を他の総会構成員に委任し、若しくはあらかじめ書面をもって意思を表示した者を除く）とする。

4 選考委員会は、第2項に定める構成員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会できない。

5 選考委員会の委員長は、第2項第1号の総会議長とする。

6 選考委員会は非公開とし、当該選考委員はその会議での発言、討論又は表決について選考委員会外からその責任を問われない。

(会長候補者の推薦)

第3条 会長候補者になろうとする者は、推薦によるものとする。

2 会長候補者の推薦は、推薦人10名を必要とする。ただし、推薦人は会則第19条第1項に定める総会構成員とし、1都道府県からの推薦人は5名以内とする。

3 会長候補者及び推薦人名簿は、総会開会前に会長候補者若しくは推薦人代表者が全専各連の事務局に提出するものとする。事務局は提出された名簿を、速やかに総会議長に届け出ることとする。

4 会長候補者及び推薦人名簿は別に定める様式によるものとする。

5 会長候補者及び推薦人は、選考委員に就任することはできない。

(役員候補者の推薦)

第4条 選考委員会は、選考の対象となる会長候補者が1名の場合は、会則第14条第1項に定める会長の要件並びに第3条に定める会長候補者の推薦手続のみを確認し、瑕疵がないと認めるときは、当該候補者を会長候補者として選出するものとする。

2 選考委員会は、会長及び監事の候補者を決定したときは、すみやかに当該候補者を総会に推薦するものとする。

(常置委員会及び特別委員会)

第5条 会則第24条に定める常置委員会は、次の各号とする。

① 総務運営委員会

② 財務委員会

③ 留学生委員会

2 会長は必要に応じ会則第24条に定める特別委員会を設置することができる。

(顧問の任期)

第6条 会則第17条第4項に定める顧問の任期は終身とする。

附 則

この細則は、平成8年7月30日から施行する。

この細則は、平成9年7月16日から改正施行する。

この細則は、平成14年12月10日から改正施行する。

この細則は、平成15年3月6日から改正施行する。

この細則は、平成16年6月10日から改正施行する。

この細則は、平成17年6月9日から改正施行する。

この細則は、平成18年6月15日から改正施行する。